（承諾を証する書面への記名押印等）

第二十七条　第十九条第一項第七号又は第八号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。

2　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長又は登記官が作成するものに限る。）を添付しなければならない。

（添付書面の原本の還付請求）

第三十条　申請人は、申請書の添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、この省令第十九条第一項第一号又は第二十六条第二項の本人確認書類、第二十七条第二項の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2～9　（略）

（事前通知）

第三十八条　（略）

2　令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、農林水産大臣に提出する方法によりしなければならない。

3　前項の書面には、同項の規定により記名した者の本人確認書類を添付しなければならない。

4　（略）

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
（略）	（略）	（略）	（略）
三	（略）	（略）	相続を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は法人の合併を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及びその他の登録原因を証する書面
四	（略）	（略）	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
（略）	（略）	（略）	（略）

（承諾を証する書面への記名押印等）

第二十七条　第十九条第一項第六号又は第七号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。

2　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

（添付書面の原本の還付請求）

第三十条　申請人は、申請書の添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、この省令第二十四条第二項、第二十六条第二項又は第二十七条第二項の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2～9　（略）

（事前通知）

第三十八条　（略）

2　令第十八条第一項の申出は、令第十七条の登録義務者が、前項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、農林水産大臣に提出する方法によりしなければならない。

（新設）

3　（略）

別表第二（第十六条、第十九条関係）

項	登録	申請書記載事項	添付書面
（略）	（略）	（略）	（略）
三	（略）	（略）	相続又は法人の合併を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及びその他の登録原因を証する書面
四	（略）	（略）	当該登録名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）
（略）	（略）	（略）	（略）